

柏市自転車乗車用ヘルメット購入費等補助金交付要綱

制定 令和 6年 8月 1日

施行 令和 6年 8月 1日

(目的等)

第1条 この要綱は、自転車乗車用ヘルメットを購入する市民及び販売する店舗（本要綱第2条第2号に定める販売協力店に限る。）に対し、柏市自転車乗車用ヘルメット購入費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市民が自転車を利用する際のヘルメットの着用の普及を図り、もって自転車利用者の安全運転の促進に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和60年柏市規則第29号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車乗車用ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、本要綱別記で定める安全基準を満たすものをいう。
- (2) 販売協力店 市内の自転車販売店等で、市長が指定するものをいう。

(対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自転車乗車用ヘルメット購入時及び補助金申請時に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき柏市の住民基本台帳に記録されている者であって、次のいずれにも該当するもの
 - ア 市税を滞納していない申請者
 - イ 柏市暴力団排除条例（平成24年柏市条例第4号）第2条

第3号に規定する暴力団員等でない者

(2) 販売協力店において自転車乗車用ヘルメットの販売を行う事業者

2 前項第1号に掲げる者に対する補助金（以下「購入者向け補助金」という。）の交付の対象とする経費（以下「購入者向け補助事業対象経費」という。）は、購入（販売協力店での購入を除く）する自転車乗車用ヘルメット（自己又は同居する者の使用に係るものに限る。）の税込の本体価格のみとする。

3 第1項第2号に掲げる者に対する補助金（以下「販売協力店向け補助金」という。）の交付の対象とする事業（以下「対象事業」という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき柏市の住民基本台帳に記録されている者で自己又は同居する者の使用に係る自転車乗車用ヘルメットを購入しようとする者に対し、自転車乗車用ヘルメットを販売する事業で、その税込の販売価格から2,000円（税込の販売価格が2,000円未満の自転車乗車用ヘルメットにあつては、その全額）を控除した価格で販売するものとする。

4 第1項第2号に掲げる者に対する補助金の交付の対象とする経費（以下「販売協力店対象経費」という。）は、対象事業に要する経費とする。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、購入者向け補助事業対象経費又は販売協力店対象経費1件当たり2,000円を上限とする。ただし、1件当たりの購入者向け補助事業対象経費又は販売協力店対象経費が税込2,000円未満の場合には全額とする。

2 補助金の申請の回数は、自転車乗車用ヘルメットの使用者一人につき、1回を限度とする。

（申請書記載事項）

第5条 規則第2条第1項第5号に規定する市長が必要と認める事項は、次に掲げる補助金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(1) 購入者向け補助金

ア 購入者向け補助金に係る規則第2条第1項に規定する申請

希望者（次条第1号において「申請希望者」という。）に係る氏名，住所，生年月日及び連絡先の電話番号

イ 補助申請額及び補助対象額，当該自転車乗車用ヘルメットの購入年月日

ウ 購入した自転車乗車用ヘルメットの使用者に係る氏名，生年月日及び申請者との続柄（ただし，申請者と使用者が同一の場合には省略可能とする。）

(2) 販売店向け補助金

ア 補助金交付申請額

イ 補助金交付申請額に係る自転車乗車用ヘルメット販売期間及び販売個数

（申請書添付書類）

第6条 規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は，次に掲げる補助金の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める書類とする。

(1) 購入者向け補助金

ア 自転車乗車用ヘルメットの購入に係る領収書の写し

イ 購入した自転車乗車用ヘルメットの全体が写っている写真及び第2条第1号に該当することが確認できる認証マークの写真

(2) 販売店向け補助金

ア 本事業に係る自転車乗車用ヘルメットを申請者が購入する際に店頭において記入した柏市自転車乗車用ヘルメット購入費等補助金交付申込書（第2号様式）

イ その他市長が必要と認める書類

（申請書の提出）

第7条 申請書の提出は，次に掲げる補助金の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める期限までに行うものとする。

(1) 購入者向け補助金

令和6年8月1日から令和7年2月28日までの間において，購入後速やかに行うものとする。

(2) 販売店向け補助金

対象事業を行った月の翌月10日までに，1か月を単位とし

て行うものとする。

(標準処理期間)

第8条 申請書の提出から補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は、30日とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年8月 日から施行し、同年8月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第1号アの規定及び第2号様式は、この要綱の施行の日以後に購入等をされる自転車乗車用ヘルメット購入費等に係る補助金について適用する。

ただし、従前の第2号様式による申込も可とする。

別記(第2条関係)

要綱第2条第1号に定める安全基準を満たすものとは、以下のいずれかの認証等を受けたものをいう。

- (1) 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
- (2) 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
- (3) 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマークで『EN1078』に限る
- (4) ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
- (5) 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマークで『CPSC1203』に限る